

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費**

（歳入） ・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 658,003 千円

（歳出） ・ 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 7,608,447 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,681,664	1,215,704	0	0	73,843	392,117
	高齢者福祉事業	163,786	302	0	10,860	24,187	128,437
	児童福祉事業	2,068,297	1,055,643	46,300	76,663	140,994	748,697
	母子福祉事業	547	0	0	0	87	460
	生活保護事業	580,522	431,824	0	5,513	22,691	120,494
	小計	4,494,816	2,703,473	46,300	93,036	261,802	1,390,205
社会保険	国民健康保険事業	767,889	339,850	0	25,073	63,860	339,106
	後期高齢者医療事業	1,025,764	154,223	0	21,068	134,779	715,694
	介護保険事業	973,889	39,699	0	0	148,046	786,144
	小計	2,767,542	533,772	0	46,141	346,685	1,840,944
保健衛生	医療福祉事業	103,903	5,245	5,900	920	14,554	77,284
	疾病予防対策事業	168,185	1,666	0	7,930	25,132	133,457
	健康増進対策事業	74,001	1,087	0	10,884	9,830	52,200
	小計	346,089	7,998	5,900	19,734	49,516	262,941
合計		7,608,447	3,245,243	52,200	158,911	658,003	3,494,090

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が、平成26年4月1日に施行されたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

入湯税・都市計画税が充てられる経費

1. 入湯税

(歳入) ・入湯税 18,000千円

(歳出) ・環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等に要する経費 487,905千円

【入湯税が充てられる事業】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	市債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設整備事業	232,764				15,329	217,435
消防施設整備事業	176,357		159,700		1,097	15,560
観光振興事業	78,784		54,880		1,574	22,330
合計	487,905		214,580		18,000	255,325

※鉱泉浴場に入浴する入湯客に課税する入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるものとされています。

※入湯税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

2. 都市計画税

(歳入) ・都市計画税 173,094千円

(歳出) ・都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費 231,561千円

【都市計画税が充てられる事業】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
街路事業	7,461				5,577	1,884
公園整備	3,395				2,538	857
土地区画整理事業	43,870				32,793	11,077
下水道事業	136,263				101,858	34,405
地方債償還	40,572				30,328	10,244
合計	231,561				173,094	58,467

※用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるものとされています。

※都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。